重要事項説明書

		記入年月日	平成 25 年 7 月 1 日
記入者名	山上 多加恵	所属・職名	ライフコミューン大宮北 施設長

1. 事業主体概要

1.30. 5.11			and the State of
■事業主体の名称、当	<u> </u>	及び電話番号を	その他の連絡先
		法人の種類	営利法人
			(ふりがな) かぶしきがいしゃきのしたのかいご
	事業主体の名称	名称	株式会社木下の介護
	事業主体の主たる	〒163−1309	
	事務所の所在地		東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
		電話番号	03-5908-1310
		FAX番号	03-5908-2382
	事業主体の連絡先	ホームペー	なし
		ジ	あり: http://www.kinoshita-kaigo.co.jp/
		アドレス	a) 9 . http://www.kinoshita kaigo.co.jp/
事業主体の代表者の	7)	職名	代表取締役
職名及び氏名		氏名	木下 直哉
事業主体の設立年月	月日		平成7年10月26日

介護サービスの種類			事業所の名称	所在地
活宅サービス>			4 214/21 1114	/// <u> </u>
訪問介護	あり	なし		
訪問入浴介護	あり	なし		
訪問看護	あり	なし		
訪問リハビリテーション	あり	なし		
居宅療養管理指導	あり	なし		
通所介護	あり	なし		
通所リハビリテーション	あり	なし		
短期入所生活介護	あり	なし		
短期入所療養介護	あり	なし		
特定施設入居者生活介護	あり	なし	ライフコミューンふじみ野	ふじみ野市丸山4
福祉用具貸与	あり	なし		
特定福祉用具販売	あり	なし		
地域密着型サービス>				
定期巡回・随時訪問介護・看護	あり	なし		
夜間対応型訪問介護	あり	なし		
認知症対応型通所介護	あり	なし		
小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
認知症対応型共同生活介護	あり	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり	なし		
複合型サービス	あり	なし		
宅介護支援	あり	なし		
居宅介護予防サービス>				
介護予防訪問介護	あり	なし		
介護予防訪問入浴介護	あり	なし		
介護予防訪問看護	あり	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	あり	なし		
介護予防居宅療養管理指導	あり	なし		
介護予防通所介護	あり	なし		
介護予防通所リハビリテーション	あり	なし		
介護予防短期入所生活介護	あり	なし		
介護予防短期入所療養介護	あり	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし	ライフコミューンふじみ野	ふじみ野市丸山4
介護予防福祉用具貸与	あり	なし		
特定介護予防福祉用具販売	あり	なし		
地域密着型介護予防サービス>	1		ı	L
介護予防認知症対応型通所介護	あり	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	なし		
護予防支援	あり	なし		
介護保険施設>	=7 /	5. 0	1	ı
介護老人福祉施設	あり	なし		
介護老人保健施設	あり	なし		
介護療養型医療施設	あり	なし		

2. 施設概要

2. 施設概要		
施設の名称、所在地及び	電話番号その何	也の連絡先
 施設の名称	(ふりがな)	らいふこみゅーんおおみやきた
旭以ツ石が		ライフコミューン大宮北
	₹331-0821	
施設の所在地		□ 埼玉県さいたま市北区別所町 16-3
	電話番号	048-665-6090
	FAX番号	048-665-6011
		なし
施設の連絡先	ホームペー	あり:
	ジ	http://www.kinoshita-kaigo.co.jp/facilities/state/saitam
	アドレス	a/omiyakita.html
		·
施設の開設年月日		平成 11 年 10 月 1 日
施設の管理者の職名及び	氏 職名	施設長
名	氏名	山上多加恵
施設までの主な利用交通	手段	
JR 高崎線「宮原」駅東	巨口より東武バ	ス(上尾車庫行または上尾駅行)約5分 「宮原4丁目」もしくは
「鈴木」停留所下車徒	歩約5分(約	400m)
JR「大宮」駅(東口)	より東武バス	(上尾駅東口行)約15分「宮原4丁目」停留所徒歩約5分(約400
m)	1	
		護付有料老人ホーム(一般型特定施設入居者生活介護)
		川形態:利用権方式 公方式:一時金方式
施設の類型及び表示事		ログス・ 時金がれ 要件:自立・要支援・要介護
項		指定介護保険特定施設
	〇居室区分:	
	○介護にかか	いわる職員体制:3:1(入居者:直接処遇職員))
介護保険事業所番号	1170300410	
特定施設入居者生活介護	の事業の開始	F月日又は開始予定年月日及び指定又は許可を受けた年月日(指定又
は許可の更新を受けた場	合には、その年	年月日)
事業の開始 (予定) 年	亚比 11 年	三10月1日
月日	十成 11 年	- 10 月 1 口
指定の年月日	平成 12 年	三 3 月 24 日
指定の更新年月日	平成 20 年	4月1日

職種別の従業者の人数及びその勤務形態

有料老人ホームの人数及びその勤務形態

実人数	常	勤	非常	常勤	合計	常勤換算
关八 <u>级</u>	専従	非専従	専従	非専従		人 数
施設長	1				1	1.0
生活相談員	1		1		2	1.3
看護職員	1				1	1.0
介護職員	9	1	1		11	9. 4
機能訓練指導員			1		1	0.4
計画作成担当者		1			1	0.4
栄養士						委託
調理員						委託
事務員						
その他従業者			1		1	0.4
1週間のうち、常勤の従業者が勤	務すべき時間	引数	•		37.5	

※ 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。

従業者である介護職員が有している資格

延べ人数	常	勤	非常	言勤
是 ^八 人数	専従	非専従	専従	非専従
社会福祉士				
介護福祉士	2	1		
介護職員基礎研修				
訪問介護員1級				
訪問介護員2級	7		1	
訪問介護員3級				
介護支援専門員				

従業者である機能訓練指導員が有している資格

延べ人数	常	勤	非常	常勤
, 一人	専従	非専従	専従	非専従
理学療法士				
作業療法士				
言語聴覚士				
看護師及び准看護師				
柔道整復士			1	
あん摩マッサージ指圧師				

夜勤を行う看護職員及び介護職員の人数

,-		The Property of the Property o	
	人数	夜勤帯平均人数	最少時人数
		(17 時~10 時)	(休憩者等を除く)
	看護職員	0	0
	介護職員	1	1

特定施設入居者生活介護の提供に当たる従	*業者の人業	かみびその	勤 終形能			
	1	対動	非常	付勤		常勤換算
実人数	専従	非専従	専従	非専従	合計	人数
生活相談員	1		1		2	1.3
看護職員	1				1	1.0
介護職員	9	1	1		11	9. 4
機能訓練指導員	1		1		1	0.4
計画作成担当者		1			1	0.4
その他従業者			1		1	0.4
1週間のうち、常勤の従事者が勤務すべき	時間数					37. 5
※ 常勤換算人数とは、当該事業所の従業 き時間数で除することにより、当該事業所 従業者である介護職員が有している資格	「の従業者の					
	1	 常勤			非常勤	
延べ人数	事従		非専従	専従		 非専従
社会福祉士	77 77	-	DE AT INC	41		/F-77 IV
介護福祉士	2		1			
介護職員基礎研修	1 -		1			
訪問介護員1級	1					
訪問介護員2級	7			1		
訪問介護員3級	†					
介護支援専門員	†					
従業者である機能訓練指導員が有してい	 \る資格				I	
		常勤			非常勤	
延べ人数	専従		非専従	専従		非専従
理学療法士						
作業療法士	†					
言語聴覚士	†					
看護師及び准看護師	1					
柔道整復士	1			1		
あん摩マッサージ指圧師						
管理者の他の職務との兼務の有無				あり		なし
管理者が有している当該業務に係る資 格等	なし	あり	資格等の名称	ホームヘル	パー2級	
■ 特定施設入居者生活介護の利用者に対する		 及び介護職	員の常勤換算	方	37. 0	%

(2.7:1)

法による人数の割合

	看護	職員	介護	護職員 二二二	生活	相談員
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数			2			
前年度1年間の退職者数			1			
業務に従事した経験年数						
1年未満の者の人数	1		3			
1年以上3年未満の者の人数			2			
3年以上5年未満の者の人数			2	1		
5年以上10年未満の者の人数			3		1	
10 年以上の者の人数						1
	機能	能訓練指導	損	計	画作成担当	省者
	常勤		非常勤	常勤		非常勤
前年度1年間の採用者数	1					
前年度1年間の退職者数						
業務に従事した経験年数						
1年未満の者の人数				1		
1年以上3年未満の者の人数			1			
3年以上5年未満の者の人数						
5年以上10年未満の者の人数						
10 年以上の者の人数						
É業者の健康診断の実施状況				なし		あり

4. サービスの内容

施設の運営に関する方針

当施設は、介護ビジネスが社会的責任を有する事業であることを自覚し入居者のニーズに沿ったサービスを提供し、「安心、安全、こころの介護」に努めるとともに、高齢者とそのご家族のクオリティオブライフ(QOL)をサポートすることを経営理念として高齢者がいつまでも生き生きと暮らせる環境作りを目指しています。

介護サービスの内容、利用定員等

個別機能訓練の実施(介護報酬の加算)の有無	なし	あり
夜間看護体制加算(介護報酬の加算)の有無	なし	あり
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	なし	あり
利用者の個別的な選択による介護サービスの実施状況	別	紙

協力医療機関の名称 医療

医療法人三慶会 指扇病院

(協力の内容) 緊急時対応、健康診断、健康相談

協力歯科医療機関

なありその名称

医療法人社団郁栄会 大塚デンタルクリニック

協力の内容) 歯科診療、歯科健康相談

要介護時における居室の住替えに関する事項

要介護時に介護を行う場所

全室介護専用居室のため各居室内にて介護します

判断基準・手続について		
(その内容) 一時介護室がないため該当なし		
追加的費用の有無	なし	あり
居室利用権の取扱い	J. 2	
(その内容)		
 入居一時金償却の調整の有無	なし	あり
従前の居室からの面積の増減の有無	なし	あり
従前居室との仕様の変更		
便所の変更の有無	なし	あり
浴室の変更の有無	なし	あり
洗面所の変更の有無	なし	あり
台所の変更の有無	なし	あり
		+ 1
その他の変更の有無 (その内容) 介護居室へ移る場合 判断基準・手続について	なし	
(その内容) 介護居室へ移る場合	医師の意見を聴き、入居者	
(その内容) 介護居室へ移る場合 判断基準・手続について (その内容)適切な介護サービス提供のため、	医師の意見を聴き、入居者	・契約者及
(その内容) 介護居室へ移る場合 判断基準・手続について (その内容)適切な介護サービス提供のため、 保証人等の同意を得て、一定の観察期間を設め	医師の意見を聴き、入居者 けます。	・ 契約者及 あり
(その内容) 介護居室へ移る場合 判断基準・手続について (その内容)適切な介護サービス提供のため、保証人等の同意を得て、一定の観察期間を設し追加的費用の有無 居室利用権の取扱い (その内容)当初の居室から新しい居室に変更	医師の意見を聴き、入居者 ナます。 なし なし ほとなります。	・契約者及
(その内容) (注言を () () () () () () () () () (医師の意見を聴き、入居者 けます。 なし なとなります。 なし	・契約者及あり
(その内容) (その内容) (表の内容) (表の内	医師の意見を聴き、入居者 ナます。 なし なし ほとなります。	・契約者及あり
(その内容) (その内容) (大の内容) (大の内容) (大の内容) (大の内容) (大の内容) (大の内容) (大田人等の同意を得て、一定の観察期間を設定 (大田人等の内容) (大田人等の内容) (大田の内容) (大田の内容) (大田の内容) (大田の内容) (大田の内容) (大田の内容) (大田の内容)	医師の意見を聴き、入居者 ナます。 なし なし なし なし なし	・契約者及 あり あり
(その内容) (その内容) (表の内容) (表の内	医師の意見を聴き、入居者 ナます。 なし なし なし なし なし なし	・契約者及 あり あり
(その内容) (大の内容) (大の内容) (大の内容) (大の内容) (大の内容) (大の内容) (大の内容) (大田人等の同意を得て、一定の観察期間を設定 (大田人等の内容) (大田の会) (大田人等の内容) (大田の会) (大田人等の内容) (大田の会) (大	医師の意見を聴き、入居者 ナます。 なし なし なし なし なし なし なし なし なし な	・契約者及 あり あり あり
(その内容) (その内容) (大の内容) (大の内容) 適切な介護サービス提供のため、 (大証人等の同意を得て、一定の観察期間を設し追加的費用の有無 居室利用権の取扱い (その内容) 当初の居室から新しい居室に変更 入居一時金償却の調整の有無 従前の居室からの面積の増減の有無 従前居室との仕様の変更 便所の変更の有無 浴室の変更の有無 洗面所の変更の有無	医師の意見を聴き、入居者 ナます。 なし なし なし なし なし なし なし なし なし な	・契約者及 あい あい あい
(その内容) (大の内容) (大の内容) (大の内容) (大の内容) (大の内容) (大の内容) (大の内容) (大田人等の同意を得て、一定の観察期間を設定 (大田人等の内容) (大田の会) (大田人等の内容) (大田の会) (大田人等の内容) (大田の会) (大	医師の意見を聴き、入居者 ナます。 なし なし なし なし なし なし なし なし なし な	・契約者及 あり あり あり

その他()	なし	あり
判断基準	・手続について		
同様と	内容) 設へ住み替える場合の判断基準及び手続きは、当初以タ なります。判断基準は建物の老朽化その他やむを得なレ	•	
ます。	R o + fm	3.1	+ 10
追加的費用	Hの有無 権の取扱い	なし	あり
(その)			
入居一時会	を償却の調整の有無	なし	あり
従前の居	室からの面積の増減の有無	なし	あり
従前居室。	との仕様の変更		
便所の	変更の有無	なし	あり
浴室の	変更の有無	なし	あり
	の変更の有無	なし	あり
	変更の有無	なし	あり
_	の変更の有無 - の内容)	なし	あり
自立している。要支援の者を対	対象	なしなし	ありあり
要介護の者を対	対象	なし	あり
留意事項			
契約の解除の内容 (入居契約書第36条 及び第37条より)	1.事業者は、契約者又は入居者が事前通告なし、不明確 (1 か月以上)になり、契約者に契約継続の意向がな 入居契約書に定める各種事項に違反が認められる等の 入居契約をこれ以上将来にわたって維持することが社 られる場合には、契約者に対し通告の上、三か月間の 約の解除を通告することができるものとします。 2.事業者は、契約者又は入居者が不正な手段で入居者 各支払を滞納した場合、 故意または重大な過失による施設・設備を汚損・破損の入居者・従業者に対して故意による暴力行為・誹謗 通知催告を要しないで入居契約を即時解除することが	いと事業者が半 り場合に加えて、 社会通念上著しく)予告期間を置い を入居させよう は、 強失させたも 後、 である等がある等	判断した場合、 そのことが く困難と認め いて、入居契 うとした場合、 場合、 当施設
体験入居の内容	(上記内容は概要であるため、詳細は入居契約書第3 参照下さい) 1 泊 2 日 夕・朝食付 13,650 円 (原則 2 週間迄) 2 泊以上利用の場合、昼食は無料となります。	36条「事業者の	契約解除」を
	= 1日のユイワノロヾイッル 日、 生以(めか付し なりより) 。		
入居定員	30 名		

、居者の状況								
入居者の人数(報告	に関する計画	の基準	進日の前月	末日	1)			
	要介記	護 1	要介護	2	要介護3	要介護4	要介護 5	合計
6 5 歳未満								
65歳以上75歳未	満							
75歳以上85歳未	満 1		6		4	2		13
85歳以上			4		3	2	5	14
	自	立	要支援	1	要支援 2	;		合計
6 5 歳未満								
65歳以上75歳未	満							
75歳以上85歳未	満		2					2
85歳以上								
入居者の平均年齢	85	5.5	歳					
入居者の男女別人数	男化	生		8	人	女性	21	人
入居率(一時的に不	在となってい	る者を	(含む)				96	6.6 %
前年度に退去した者	の人数						•	
	要介記	護 1	要介護	2	要介護3	要介護4	要介護 5	合計
自宅等						1		1
社会福祉施設			1			1		2
医療機関	1							1
死亡者			2			2		4
その他						1		1
	自立	<u> </u>	要支援	1	要支援 2	,		合計
自宅等								
社会福祉施設								
医療機関					1			1
死亡者								
その他								
入居者の入居期間	•					•		
7. 民批問	6 7. 日土港	6 h	·月以上	1	年以上	5年以上10	10年以上15	15 年17
入居期間	6ヶ月未満	1 4	年未満	5	5年未満	年未満	年未満	15 年以_
入居者数			4		25			

建业	めの構造		建築基準法第2条	除第9号	の2に規算	定す	る耐火建築物	IJ	なし	あ
建化	かり特担		建築基準法第2条	条第9号	の3に規算	定す	る準耐火建築	等物	なし	あ
				区分			室数	人数	1の居室	の床面
			一般居室個室	あり	な	L				
居室の状況			一般居室相部屋	あり	な	l				
			介護居室個室	あり) な	l	30			14. 0
			介護居室相部屋	あり						
			一時介護室	あり						
共月	月便所の設置	量数	2				が可能な数			0
							おが可能な数			0
個雪	をの便所の認	设置数	30				の設置割合			1
						ノ対ル	おが可能な数	ı		7 1 3/2
浴室	をの設備状況	2	浴室の数	-	個浴		大浴槽	特殊浴槽		フト浴 o
	2014 201	マの乳(生)		0			1	1		0
			こ関する事項	n + + =	7. 冰二二/	<u> </u>	テレビが凱馬	早 ナ か ナ ハ い	t- 	
_	との設備状況			ル、何つ	ト、洗面を	ı , `	テレビが設置 		<u>ます。</u> あり	
	入居者等が訓 ○他、共用施				なし				<i></i> のり	
バリ	なし	あり	(その内容) 食堂兼機能訓練	コーナー	、浴室、傾	建康管	デ理室、エレ ベ	ニーター、洗詞	面設備、トク	イレ等
	(その内容)		<u>。</u> こし、建物全体が/	バリアフ	リーにな	つて	 [います。			
緊急	恿通報装置 <i>₫</i>	設置状況	兄		なし		一部あり) 全	居室内に	あり
外線	泉電話回線 <i>0</i>)設置状況	 兄		なし	なし 一部あり) 全	全居室内にあり	
テレ	/ビ回線の部	设置状況			なし		一部あり) 全	居室内に	あり
施記	殳の敷地に関	する事項	頁	,			•	,		
勇	敗地の面積				8	16 n	12			
H.	事業所を運営	する法	人が所有		なし		一部あり		あり	
	抵当権の記	设定					なし		あり	
貨	貸借(借地)									
	なし	あり	契約期間	始		1	終			
1.L			契約の自動	 更新			なし		あり	
_	との建物に関	する事具	<u>其</u>		Nila baka -	T ~	>4 16.1 6.8	L-V 7-11.		
-	生物の構造	-1 -1-3-			鉄筋A		造 地上3四	皆建		
-	生物の延床面		1 22-1-1-	1	2	96	8. 53 m ²	, I	. Ta . 3 n	
事業所を運営する法人が所有					なし		一部あり)	あり	
<u> </u>	抵当権の記	文正					なし		あり	
1	貸借(借家) 「		+n // 15n pp	,, -	F. N			 10		
	i		契約期間	始	平成 11 年	10	月1日 │終	平成 37	L年9月3	$\cap \Box$
	なし	あり	契約の自動		1 1/20, 11 —	10 /	なし	1 /3/2 0 3	あり	о н

利用者からの苦情に対応する窓口等の状況 事業主体や施設に設置している利用者からの苦情に対応する窓口 窓口の名称 本社窓口:お客様相談担当 電話番号 03-5908-1310 平日 $9:00\sim18:00$ 対応している時間 土曜 $9:00\sim18:00$ 日曜・祝日 $9:00\sim18:00$ 定休日等 上記時間帯以外は留守番電話により受け付けし、折り返しご連絡します。 上記以外の利用者からの苦情に対応する主な窓口等 ①埼玉県福祉部高齢介護課、②埼玉県国民健康保険団体連合会、 ③さいたま市役所保健福祉局福祉部高齢福祉課、 窓口の名称 ④同市役所保健福祉局福祉部介護保険課、 ⑤さいたま市北区役所高齢介護課介護保険係 $\bigcirc 048-830-3254$, $\bigcirc 048-824-2537$, $\bigcirc 048-829-1260$, $\bigcirc 048-829-1264$, 電話番号 5048-669-6068 平日 $9:00\sim17:00$ 土曜 対応している時間 定休日 日曜・祝日 定休日 土曜、日曜、祝日は定休日となります。 定休日等 サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応 損害賠償責任保険の加入状況 : (その内容)ウォームハート:損保ジャパン なし あり その他、介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関すること (その内容)事故クレームマニュアルに基づき対応します。 なし あり

サービスの提供内容に関する特色等

(その内容)

- 1、業界屈指の研修プログラムを経て高い介護知識と経験を持ったヘルパーが以下の対応に努めます。
- (1) ご入居者個々の好みや体調を把握
- (2) 自立支援を目指した介護の実践
- (3) ご家族とご入居者のパイプ役 等
- 2、入居者の心身状況に異変その他緊急事態が生じたときは、医師又は協力医療機関に連絡の上、 応急処置、協力医療機関への搬送を行うか、もしくは、119番通報による医療機関への搬送等を行 います。また、早急に家族に連絡をとり、事故の内容の説明を行うなどの適切な対応を行います。
- 3、事故については、上記対応に加えて、再発防止に向けて今後の取り組みと予防対策を講じます。
- 4、災害発生時は、入居者の生命と安全を確保することを最優先課題とし、管轄消防署に届け出ている消防計画を通じて、あらゆる災害に対して安全対策を講じます。非常災害対策として、非常食を用意しておきます。また、成人用紙おむつなどの消耗品も適宜確保しておきます。エレベーター・ボイラー・下水道処理設備等の設備は、法令により資格を有する者が定期的に点検・整備します。

利力	利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等								
Ź	利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況								
	実施した年月日 平成24年3月1日 なし あり								
	なし あり 当該結果の開示状況			なし	あり				
Í	第三者による評価の実施状況								
			実施した年月日						
	なしあり		実施した評価機関の名称						
			当該結果の開示状況	なし	あり				

利用料	4の支払い方法	-	一時金方式		月払い	方式	選択方	式			
敷金			•	0 円	(家賃の	ヶ月分)					
時金方式	t	1									
一時金別	及び月単位で支払	ふう利用料									
年團	冷に応じた金額 認	定		なし		ă	あり				
要介	个護状態に応じた	金額設定		なし		ă	あり				
料金	全プラン	1									
	プラン名称	一時金	月額		-	(内訳)	-				
			計	家賃相 当額	介護費用	食費	光熱水費	管理費			
	 通常入居 プラン 	1, 575, 000	177, 650	80,000	0	66, 150	0	31, 500			
	※介護保険サー	- ビスの白己名	当り紹介会は	= +>1.)							
算				(1,T),°							
定	多 具阳 日 积	家賃相当額 【 施設利用料 】 建物所有者に支払う家賃、備品の減価償却費を基礎に算定。									
根拠	介護費用	(是10/7) 书书			ス	坐爬飞奔 龙。					
	食費	日額 2, 205 円。1 日 3 食 30 日の場合 66, 150 円。 特別職は別途実費負担となります。 厨房管理費 0 円など									
	光熱水費	管理共益費 31,500 円に含まれる。									
	管理費	【管理共益費】 水道光熱費、施設の設備・修繕・管理に係る費用を基礎に算定									
	一時金	【入居一時会	金】1,575,0	00 円							
		専用居室、	専用居室、共用施設の利用権取得の為の費用								
<u> </u>	寺金の償却に関す	る事項									
1	賞却開始日の設定	₹	入居日								
才	切期償却率(%)		53.3%								
	想定居住期間を超する場合に備えて		なし								
	権利金等(※)	の額	1, 575, 0	000 万円							
	(※)平成24年	₣3月 31 日ま	でに老人福	祉法第 29 条	第1項の規	定により届出	がされた施設	とに限る			
ſ	賞却年月数		36 ヶ月								
	(想定居住期間)										

		【②契約終了時返還	金の算定力	が法及び返還金の	例】							
		専用居室、共有施設の利用権取得の為の費用 1,575,000 円、初期償却 840,000 円										
		36ヶ月 (3年間) で 735,000 円を償却 (1ヶ月目 35,000 円、2ヶ月目から 20,000 円を均等償却)										
		ただし、入居月・退去月については、下記の通り均等償却額を入居日数に応じて日割りで償却します。										
		なお、端数は償却最終月に償却するものとします。入居月:35,000円/30日≒1,166円/日										
	退去月:20,000円/30日≒666円/日											
		※30 ヶ月と 10 日利用の場合の返金額(入居月1日入居と考える)										
		入居一時金 1,575,000 円 - 初期償却額 84,000 円 = 735,000 円										
		735,000 - (35,					340 円近全					
		保全措置の実施状況		なし	100011 ×	あり	(保全先)					
-	 ≓ F	以内の契約終了によ				<i>Q) ')</i>	(水土儿)					
-	ر]	三月の起算日	つ区座並に									
		型約終了日までの利	田田田には			の弗田の答字士	<i></i> √+					
								へ <i>を</i> おいこい思 <i>て</i> に				
		実際の入居日から3										
		します。ただし、第					.,					
		費用や入居者に負担	させること	こか適当と認めら	れる諸賀用※	を差し引いた金	観を無利息で契	約者に返				
		還致します。										
-	一眼	寺金の支払方法 -										
		① 入居金は一括納	入。									
		方式										
)	月耳	単位で支払う利用料										
		年齢に応じた金額設	定									
		要介護状態に応じた	金額設定									
		料金プラン										
		プラン名称	月額		(内訳)							
			計	家賃相当額	介護費用	食費	高熱水費	管理費				
			•									
		※介護保険サービ	`スの自己負	負担額は含まない	` `	*	•					
貨		家賃相当額										
1	亡	介護費用		※介護保険	 サービスの自己	三負担額は含まれ	: : : : : : : : : : : : : : : : : : :					
	艮	食費		700711277777	, , ,							
	処	光熱水費										
	_	管理費										
 ₽:	누수	- 『左頁 ②方式・月払い方式共										
		選択なる方払いが以来 選保険サービスの自己										
	' 醇			・ドイム滋典円の	1 生け、他に十	7						
	. =	, , ,		じて介護費用の	1割を徴収り			<i>t</i> 10				
1	ヘ ラ 「	配置が手厚い場合の	介護サービ	ろ(円掲)		なし		あり				
	ļ	内容		- /								
		利用料		円(月額	· 日額)						
		算定										
	ļ	根拠										
					あり・ な	し)						
禾	刊月	月者の個別的な選択に	よる生活支	て援サービス利用	料							
		個別的な選択による	生活支援サ	ーービス		なし		あり				
	ĺ	算定根拠 例)	買い物、外	出介助等 1,52	2 円/1 時間							
		乗た似拠 サー	ビスを行う	人員の人件費を	基礎に算定							
米	計金	金改定の手続										
		利用料については将	来、変更す	⁻ ることがありま	す。人件費、特	物価変動等に基	づき、運営懇談	会の参加者				
		の意見を聴いて決定	します。									

6. その他

有	有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出 あり なし							
有	有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項							
	なし							
	あり	(その内容)						

添付書類:「介護サービス等の一覧表」

説明年月日 年 月 日

説明者署名

※契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。